

## 「自動車点検基準」(省令)のホイール・ボルトに係る改正箇所

自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)

大型車(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車)を対象として、以下の改正を平成19年4月1日施行。

(日常点検基準)

第一条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。)第四十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車 別表第一
- 二 (略)

(定期点検基準)

第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車 別表第三
- 二～四 (略)

別表第一 (事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準) (第一条関係)

点検箇所	点検内容
(略)	(略)
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 4 溝の深さが十分であること。
(略)	(略)

「ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。」を追加規定。

別表第三 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	3月ごと	12月ごと(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)	(略)
走行装置	ホイール	(*2)1 タイヤの状態 2 <b>ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み</b> (*2)3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	1 リム、サイド・リング及びホイール・ディスクの損傷 2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
(略)	(略)	(略)	(略)

「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」を追加規定。